

## 2 毒物劇物関係施設数および監視指導数

平成31年4月1日～令和2年3月31日

業 種 事 項	福 井			坂 井			奥 越			丹 南			二 州			若 狭		
	登 録・届 出・許 可 施 設 数	立 入 検 査 施 行 施 設 数	違 反 発 見 施 設 数	登 録・届 出・許 可 施 設 数	立 入 検 査 施 行 施 設 数	違 反 発 見 施 設 数	登 録・届 出・許 可 施 設 数	立 入 検 査 施 行 施 設 数	違 反 発 見 施 設 数	登 録・届 出・許 可 施 設 数	立 入 検 査 施 行 施 設 数	違 反 発 見 施 設 数	登 録・届 出・許 可 施 設 数	立 入 検 査 施 行 施 設 数	違 反 発 見 施 設 数	登 録・届 出・許 可 施 設 数	立 入 検 査 施 行 施 設 数	違 反 発 見 施 設 数
製 造 業	16	3		10	13					14	6		2			2		
輸 入 業	3												1					
一 般 販 売 業	4			34	16		17	13		70	3		41	32		17	3	
農 業 用 品 目 販 売 業	1	1		19	12		19	12		35	14		14	10		11	7	
特 定 品 目 販 売 業				1			4			2	0		3			1		
電 気 め っ き 事 業				1						11								
金 属 熱 処 理 事 業																		
毒 物 劇 物 運 送 事 業	1			2						2			1					
し ろ あ り 防 除 事 業																		
法 第 22 条 第 5 項 の 者					28	1								22				
合 計	25	4	0	67	69	1	40	25	0	134	23	0	62	64	0	31	10	0
特 定 毒 物 研 究 者	7									2								

(注) 製造業、輸入業は、大臣登録および知事登録を含む。